

令和3年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和3年5月25日	
2	招集日	令和3年6月1日	
3	提出議案件数	24件	
		予算 2件	
		条例 10件	
		その他 12件	
4	議案等件名		
	議案第54号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第4回） の専決処分について	
	議案第55号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第5回） について	別冊
	議案第56号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第6回） について	
	議案第57号	工事請負契約の締結について	
	議案第58号	西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改 正する条例について	1
	議案第59号	西条市火入れに関する条例の一部を改正する条 例について	2
	議案第60号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	3
	議案第61号	西条市税条例の一部を改正する条例について . .	4
	議案第62号	西条市壬生川財産区管理会条例の一部を改正す る条例について	5
	議案第63号	西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する 条例について	6
	議案第64号	西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正す る条例について	7
	議案第65号	西条市都市計画審議会条例の一部を改正する条 例について	8
	議案第66号	西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する 条例について	9
	議案第67号	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例 の一部を改正する条例について	10
	報告第1号	令和2年度西条市繰越明許費繰越計算書につい	11

	て	1 2
報告第 2 号	令和 2 年度西条市病院事業会計予算繰越計算書 について	1 3
報告第 3 号	令和 2 年度西条市公共下水道事業会計継続費繰 越計算書について	1 4
報告第 4 号	令和 2 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越 計算書について	1 5
報告第 5 号	西条市土地開発公社の経営状況について	1 6
報告第 6 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	1 7
報告第 7 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況 について	1 8
報告第 8 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	1 9
報告第 9 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	2 0
報告第 1 0 号	権利の放棄について	2 1

議案第 57 号 工事請負契約の締結について

(衛生施設課)

1 提出の理由

西衛道施工第 1 号西条市道前クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西衛道施工第 1 号

(2) 工事名

西条市道前クリーンセンター基幹的設備改良工事

(3) 契約金額

6, 160, 000, 000 円

(4) 契約の相手方

神鋼環境・安藤工業特定建設工事共同企業体

代表者 大阪府大阪市中央区備後町 4 丁目 1 番 3 号

株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社

支社長 向 博之

構成員 愛媛県西条市三津屋 190 番地 1

安藤工業株式会社

代表取締役社長 安藤 善太

議案第58号 西条市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例について

(総務課)

1 提出の理由

固定資産の価格に関する審査の申出等の手続における押印の義務付けを廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

審査の申出に係る審査申出書及び口頭審理に係る口述書について、押印を義務付ける規定を廃止する。

3 施行期日

公布の日

議案第59号 西条市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

(林業振興課)

1 提出の理由

火入れの許可の申請の手続における押印の義務付けを廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

火入許可申請書の様式について、押印を廃止し、署名のみとする。

3 施行期日

公布の日

議案第60号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく申請に係る手数料について、愛媛県及び愛媛県内の他の市と均衡を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

令和3年4月1日に愛媛県が都市計画法等の申請に係る手数料を改定したことに伴い、当市においても愛媛県及び愛媛県内の他の市と均衡を図るため、これに係る手数料を改定するとともに、その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第61号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) セルフメディケーション税制の延長

個人市民税におけるセルフメディケーション税制による医療費控除の特例措置について、その適用期限を現行の令和4年度から令和9年度へと5年延長する。

(2) 国外居住の扶養親族の取扱いの変更

個人市民税の非課税や軽減の判定の基礎となる扶養親族のうち、国外居住の扶養親族について、扶養控除における取扱いと同様の取扱いとする。

3 施行期日

令和4年1月1日。ただし、国外居住の扶養親族の取扱いに関する改正規定については、令和6年1月1日

議案第62号 西条市壬生川財産区管理会条例の一部を改正する条例
について

(施設管理課)

1 提出の理由

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とする旨の規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第63号 西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する条例に
ついて

(林業振興課)

1 提出の理由

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とする旨の規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第64号 西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

(子育て支援課)

1 提出の理由

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とする旨の規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第65号 西条市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

(都市計画整備課)

1 提出の理由

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とする旨の規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第66号 西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例に
ついて

(建築審査課)

1 提出の理由

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

やむを得ない事由により、会議を招集して開催することが困難な場合において、書面等による会議の開催を可能とする旨の規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第 67 号 西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部
を改正する条例について

(環境政策課)

1 提出の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、西条市廃棄物減量等推進審議会を設置するため、所要の条例改正を行う。

2 概要

西条市廃棄物減量等推進審議会の設置、所掌事務並びに組織及び運営に関する規定を加える。

3 施行期日

公布の日

報告第1号 令和2年度西条市繰越明許費繰越計算書について

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和3年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 23事業の合計

繰越額		1,498,147,639円
	国庫支出金	612,239,000円
	県支出金	89,280,000円
充当財源	市債	616,400,000円
	分担金	3,296,000円
	一般財源(繰越金)	176,932,639円

報告第2号 令和2年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について
(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和2年度西条市病院事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

関係機関との協議等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

1,961万2,000円

報告第3号 令和2年度西条市公共下水道事業会計継続費繰越計算書
について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和2年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越額

1億3,000万円

報告第4号 令和2年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和2年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

管渠建設事業において関係機関との協議、調整に不測の日数を要したこと、及び処理場改良事業である西条浄化センター改築工事委託において入札不調のため契約締結に不測の日数を要したことにより、各事業の年度内完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

3億4,252万8,000円

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和2年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和3年度予算関係

収益的収入及び支出予算		455,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	2,569,000円
	支払	223,000円

報告第6号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和2年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和3年度予算関係

経常収益	19,240,000円
経常費用	17,707,196円
差引（損益）	1,532,804円

報告第7号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について
(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和2年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和3年度予算関係

収入予算	102,693,000円
支出予算	102,245,000円
差引（損益）	448,000円

報告第8号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

(観光振興課)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 令和2年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査報告書

(2) 令和3年度予算関係

収入予算	364,900,000円
支出予算	350,328,000円
差引（損益）	14,572,000円

報告第9号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(消防本部総務課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

看板の損害に係る額 金50,600円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が死亡等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金等の債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

(1) 上水道料金等債権

件数 26件

金額 387,012円

(2) 簡易水道料金債権

件数 1件

金額 11,722円

(3) 西ひうち水道料金債権

件数 1件

金額 2,210円